

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
3月21日
(火曜日)

目次

- 規則
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………一
- 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………二
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施(畜産振興課)……………四
- 家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施(畜産振興課)……………六
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………七
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………八
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………八
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………九
- 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課)……………九
- 企業局告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査……………一〇



指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県規則第六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第二百二十条の二 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。)は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第二百二十四条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 指定就労継続支援A型事業所が通常時にサービスを提供する地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他事業の運営に関する重要事項

第二百二十一条第一項中「指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「」及び「」という。)」を削る。

第二百二十三条の次に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

山口県知事 村岡 嗣政

第二百二十四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第二百二十四条に次の一項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第二百二十九条中「、第五十八条」を削る。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。
第四十八条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第四十八条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）
第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 就労継続支援A型の利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他事業の運営に関する重要事項

第五十一条に次の一項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第五十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第五十七条中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。



山口県告示第八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年三月二十一日から同年四月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
四七ー八	六・七	平成二九、 三、二七	平成二九、 七、一三	平成二九、 七、一五
		断続二四時間 変動なし		

備考 「四七ー八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一
第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の値		汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量(m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
四七ー八	七	六二五、〇〇〇	一〇	四〇	六・七
		最大	最大	最大	最大

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の値		排出水の一日当たりの量(m^3)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・二	七・四	六・二	二〇	五〇、二九九・九
〃	〃	〃	〃	五二、五四一

山口県告示第八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

No.10	No. 8	No. 7	No. 6	No. 3
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	〃	八・三	〃	七・五
〃	〃	〃	〃	〃
四・三	〃	三・一	〃	三・五
二〇	〃	〃	四・五	一五
一三	〃	〃	七	一八
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
五・八	〃	〃	〇・六	〇・六九
一三三	〃	〃	三	六
〇・二二	〃	〇・〇六	〃	〃
二	〃	〃	〃	〇・二
二七七、七〇八・一	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一〇、〇〇〇
八五、三三一・九	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	一二、〇〇〇

一 牛のブルセラ病検査

(一) 目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

(一) 目的

牛の結核病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

4 受精卵の採取の用に供する雌牛

5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法

三 牛のヨーネ病検査

(一) 目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要がある

と認めるもの

3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 予備的抗体検出法(スクリーニング法)

2 1による検査の反応が陽性である場合には、リアルタイムPCR法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

(二) 区域

山口県全域(萩市見島を除く。)

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体

2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

1 牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)

2 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエス

タンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

五 馬伝染性貧血検査

(一) 目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

馬の全部(平成二十四年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

六 馬インフルエンザ検査

(一) 目的

馬インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

簡易抗原検査

七 豚コレラ検査

(一) 目的

豚コレラの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

酵素免疫測定法(エライザ法)

八 豚のオーエスキー病検査

(一) 目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚

3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚(清浄段階の地域

(その地域内で飼育しているいずれの豚等(豚及びいのししをいう。以下同

じ。))に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域

内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査(オーエ

スキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である

場合にあつてはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合にあつては二

十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては二十八頭を、千頭以上である場合にあつては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。)を実施し、又は毎年一回以上C検査(オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合にあつてはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合にあつては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合にあつては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合にあつては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合にあつては五十八頭を、千頭以上である場合にあつては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。)を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。)から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。)

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査(家畜防疫員が必要があると認める鶏にあつては、血清抗体検査及びウイルス分離検査)

十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

十一 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 蜜蜂の全部

(四) 期日

2 転飼しようとする蜜蜂

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六條第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 イバラキ病予防注射

(一) 目的

イバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

山口県全域

(四) 期日

平成二十九年三月二十一日

(五) 検査の方法

血清抗体検査

(六) 区域

山口県全域

(四) 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽^{チフス}予防注射

(一) 目的

牛の炭疽の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

(四) 期日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

越夏豚にあつては皮下一回注射

未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路線名 四三五号
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
美祢市伊佐町伊佐字坪ノ内五〇七八の一地先から同市伊佐町伊佐 同字五〇七九の二地先まで	最狭 一一・二〇 最広 一三・五〇	最狭 一一・〇〇 最広 一三・〇〇	四四・五	

道路の種類 県道
路線名 須佐湾高山尾浦線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 長 (メートル)	備 考
	新	旧		
萩市大字須佐字阿武浦五三二五の一地先から同市同大字字瀬々馬七二四〇の三地先まで	最狭 二七・四 最広 二八・四	最狭 一一・八 最広 一三・二	四四八・〇	道路改良工事の完了による

山口県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一 一般国道 四三五号	美祢市伊佐町伊佐字坪ノ内五〇七八の一地先から同市伊佐町伊佐 同字五〇七九の二地先まで	平成二十九年三月二十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 須佐湾高山尾浦線	萩市大字須佐字阿武浦五三二五の一地先から同市同大字字瀬々馬七二四〇の三地先まで	平成二十九年三月二十二日

山口県告示第九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、山口県立西京高等学校水泳プール新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立西京高等学校水泳プール新築工事
- (一) 工事場所 山口市黒川字七反田二六二四番地一
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上二階建	一、二〇〇平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第九十号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年三月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
2 総合評定値通知書の写し
3 特定建設業の許可通知書の写し
4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年四月六日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年四月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三三〇)にすること。



(八五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十九年三月二十一日から同年七月二十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ダイレックス豊浦店

所在地 下関市豊浦町大字吉永一八六三の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇 貞方 宏司

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
ダイレックス株式会社 佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇 貞方 宏司

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月十四日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七三四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

八〇台

(二) 駐輪場の収容台数

二二台

(三) 荷さばき施設の面積

一一二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七 一立方メートル
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
ダイレックス株式会社 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十九年三月十三日

(八六) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。

平成二十九年三月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク桜木店

所在地 周南市桜木一丁目一〇番一号

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、一七六平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

平成二十九年三月二十六日

山口県企業局告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、木屋川工業用水道二条化事業上保木送水トンネル工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年三月二十一日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

一 木屋川工業用水道二条化事業上保木送水トンネル工事

(一) 工事場所 下関市菊川町大字上保木字水戸無から同市菊川町大字上保木字東正寺

までの間

(二) 工事の概要

工	法	延長
矢板工法		一、六九九メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(二) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県企業局西部利水事務所 下関市菊川町大字西中山三八四番地一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年三月二十一日から同年四月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年五月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県企業局西部利水事務所（電話〇八三一二八七一―一二二二）にすること。

平成二十九年三月二十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市